

8時30分閉會

場所 日本鐵鋼協會々議室

出席者 評議員石原善雄 尾藤加勢士 桂弁三
鵜瀨新五理事吉川晴十 田中清治 鹽澤正一
前會長河村颯 水谷叔彦

委任者 評議員 52名 理事 2名 前會長 2名

出席總計/評議員+理事+前會長 65名/91名

評議事項

(1) 昭和15年度收支決算の件(第337頁参照)承認

(2) 昭和16年度收支豫算の件(第342頁参照)承認

(3) 監事1名選舉の件

堤正義君任期滿了に付き新に水谷叔彦君就任

(4) 補缺評議員1名選舉の件

伊集院清彦君當選

(5) 改選評議員候補者30名及び新増加評議員候補者20名推薦の件(第343頁當選の通り)

(6) 次記兩君を定款第6條に據り本會名譽會員に推薦の件決定

日本製鐵株式會社々長 平生夙三郎君

日本鐵鋼協會前會長 前株式會社日本製鋼所社長 現顧問
海軍少將工學博士水谷叔彦君

(7) 香村博士寄贈資金規則第9條臨時適用の件次の如く承認

昭和16年2月25日本會評議員會は香村博士寄贈資金取扱規則第9條に依り次記二項は社團法人日本鐵鋼協會の目的達成上適切有效なるものと認め該當者の功勞に應じ賞牌又は賞金を授與することとし即日之を實施せり。

1. 本邦鐵鋼事業の擴充統制等の要務に従事し該事業の振

興發達に貢獻したるもの

1. 鐵鋼學術又は技術の發達を促進助長し又は鐵鋼品質の改善に貢獻したるもの

(8) 昭和15年度表彰者決定の件(第343頁の通り)

(9) 賞牌(金製)を當分の間アルマイト若くはアルミニウムの何れかに依ることとし之れに副賞(金一封)を添ふること(昭和16年4月受賞者より實施)

服部博士記念資金委員會記事

(自昭和15年8月1日
至昭和16年4月30日)

○服部博士記念資金委員會

(昭和15年度第1回)

日時 昭和16年2月25日 午後4時30分開會 午後
5時10分閉會

場所 日本鐵鋼協會々議室

出席者

幹事 吉川晴十 田中清治 鹽澤正一
委員 河村颯 水谷叔彦

議事 (1) 昭和15年度服部博士記念資金收支決算報告承認(第339頁参照)

(2) 昭和16年度服部博士記念資金收支豫算決定(第342頁参照)

(3) 第11回服部賞牌1名並に賞金受領者3名決定(第343頁参照)

(4) 服部賞牌をアルマイト若くはアルミニウム製とし別に副賞金一封を贈呈することに決定。

鐵鋼販賣價格廣範圍に改訂

公定價格を決定答申

鐵鋼の販賣價格については9・18停止令によつて停止價格が決定されたまゝ特殊鋼以外は何等改訂が加へられなかつたが、鐵鋼價格の不均衡是正が強く要望されつゝあるのに鑑み價格形成委員會でも考慮を拂つた結果、六日第22回金屬部會を商工省物價局會議室に開催し、銑鐵および特殊鋼を除く一般鐵鋼につき相當廣範圍にわたつての販賣價格の調整改訂を行ひ公定價格を決定して商工大臣に答申した、今回の改正により左の如き諸點が改善されることは注目すべきである。

1, 9・18停止令はその當時において價格が不均衡な状態におかれてゐたものもあり、これをかなり廣範圍に修正した

1, 從來一級品については比較的統制が圓滑に行はれてゐたが、二級品以下の短尺物、端尺物についてはメーカーが區々の價格で販賣してゐたものを整理し合理的價格を決定した

1, 各品種、各規格間の價格の不均衡により製品が偏在しがちであつたが、その凹凸を是正し製品の偏在を防止する

次に價格改正答申案の内容は大要下のごとくである

今回の決定價格は生産費から何ら割出されたものではなく現行の水準の範圍内で行はれたもので、従つて値上げされたものも價格り、値下げとなつたものもあり全體的の價格は引上げられたものではない、特殊鋼は昨年4月の改正のまゝ据置かれ

銑鐵に関してはその價格決定の重大性にかんがみ一應除外した、銑鐵價格については目下引上げ論が行はれてゐるが、政府の最高方針に委ねる。メーカー、一手買取會社、一般販賣業者を通じて實需家渡しを一本建價格とし、一手買取會社販賣業者は内口錢とする、内口錢は從來の口錢より幾分減少しメーカーの手取りを多くした、かくして價格を改訂せるものは

△9・18に比して引上げとなつたもの—線材(5%) 薄板(7%)
ブリキ板(6%) 帶鋼(0,5%) 高級仕上鋼板、珪素鋼板は僅少の値上り

△9・18に比し引下げとなつたもの—鋼管(0,1%) 軌條(2,5%)
またベースもの以外については從來加算額を認めてゐたが、今回はこれを排除して引下げることとした

△9・18据置のもの—棒鋼、形鋼、厚板など

さらに右の價格改訂により線材、薄板、ブリキ、帶鋼などを原料とする亜鉛鐵線或は釘、針金、亜鉛鐵板、シャベル、石油罐、磨帶鋼などの第二次メーカーも影響を受けることとなるが同部會では特に附帶決議として「鐵鋼販賣業者の口錢引下げによつて得たメーカーの手取分の増加額の一部を價格調整資金として積立て第二次製品メーカーに對し現行價格を維持する程度に割引販賣を行ふ」べき旨答申した (大毎5月7日・抄)